

【 水産林務部所管分 】

令和3年第1回北海道議会定例会予算特別委員会 開催状況

開催年月日 令和3年3月17日(水)
 質問者 日本共産党 真下紀子 委員
 答弁者 水産林務部長、水産林務部次長
 水産局長、林務局長、森林環境局長
 森林計画担当局長、総務課長
 企画調整担当課長、水産振興課長
 漁業管理課長、林業木材課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 地球温暖化対策及びカーボンニュートラルの取組の促進について 2050年のカーボンニュートラルに向けた2030年の目標は、2013年比で35%減としている。 本道は自然・再生エネルギーの賦存量が国内最大で、目標を上回るように取り組むことが必要と考えており、化石燃料の代替エネルギーとしての木質バイオマス、CO2吸収源としての森林の貢献は極めて重要であると考えており、そこで以下伺う。</p> <p>(一) 木質バイオマスの由来別利用量について 道内の木質バイオマスの由来別利用量の推移を伺う。賦存量に比べてどの程度の利用状況か併せて伺う。</p> <p>(二) 木質バイオマス暖房の利用拡大について 厳寒期の長い本道において、家庭や事業所での化石燃料由来の暖房を新エネ・再生エネに置き換えていくことが必要になってくる。木質バイオマスでは、ペレットストーブや薪ストーブの普及が有効と考え、これまで普及の促進を求めてきたが、利用はどう広がってきたのか伺う。事業所や公共施設等への導入も含めた取組、目標について伺うとともに、市町村が行っている補助事業についても併せて伺う。</p>	<p>○加納林業木材課長 木質バイオマスの利用量などについてであります。道が毎年度実施しております調査では、本道の木質バイオマスのエネルギー利用量は、10年前の平成22年度は55万立方メートルで、このうち間伐などに伴って発生し、森林内に残された枝や根といったいわゆる未利用材は9万立方メートルであったのに対し、令和元年度の利用量は138万立方メートル、このうち未利用材は85万立方メートルとなっており、ペレットストーブ、ボイラーの導入が進み、さらに、大規模発電施設の稼働などに伴い、利用量が大幅に増加しております。</p> <p>また、国や道総研・林業試験場の協力を得て推計した令和元年度の未利用材の賦存量は121万立方メートルであることから、賦存量の約7割がエネルギーとして利用されているものと考えております。</p> <p>○加納林業木材課長 木質バイオマスの利用状況などについてであります。ペレットや薪などの木質バイオマスは、家庭や事業所、店舗などで燃料として利用されており、道が毎年度実施しております調査では、木質ペレットストーブは、平成22年度の1,877台に対しまして、令和元年度には3,564台と1.9倍に、薪ストーブは、調査を開始しました平成29年度の631台に対し、令和元年度には1,883台と3.0倍に、それぞれ増加しております。</p> <p>こうした中、道では、北海道森林づくり基本計画におきまして、木質ペレットの利用量を、平成27年度の1万7千立方メートルから令和8年度には3万立方メートルとする目標を設定しており、基本計画に基づきまして、家庭をはじめ、公共施設や事務所などでの利用が広がりますよう、木質ペレットの生産者や燃焼機器メーカーで構成する北海道ペレット推進協議会などと連携し、パンフレットやホームページを活用しながら、木質ペレットストーブや薪ストーブの導入事例や施工方法の普及などを行っております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(三) 焼却灰対策の推進について</p> <p>木質バイオマスの利用は増加しているが更に加速が必要になってくる。ペレットや薪を原料とする場合、焼却後の灰の処理に課題があることを2016年3月の水産林務委員会で指摘し、対応を求めた際、当時の部長は「関係部と協議し、焼却灰の活用に向けて、対応を検討してまいりたい」と答弁した。それから5年が経過したわけですが、ボイラーや大規模発電所でも木質バイオマスを使うようになってきていますが、この焼却灰について道はどのように対策を推進してきたのか、有効利用等の事例と併せて伺う。</p> <p>(四) 資源活用による域内循環について</p> <p>単に捨てられるだけでなく、有効に活用されるということで使い切るという方向が見えてきていると思う。</p> <p>企業局の電気事業の収益を活用した経済部の新エネルギー導入加速化基金事業で、エネルギーの地産地消事業化モデル事業が取り組まれている。</p> <p>一例を申し上げますと、幌延町では、福祉施設で出される紙おむつを剪定した枝などと一緒にボイラーで燃焼させる。南富良野町では、運送による環境負荷を低減するため、現地のチップ化を進めている。また、平取の木屑燃料による小型コージェネなどの活用事例があります。</p> <p>このほか、道内の木質バイオマス等を活用した地域の事業展開について伺う。</p> <p>(五) 地域材の利用拡大について</p> <p>森林づくり基本計画では、森林づくりに伴い産出され、利用される木材の量を、2014年度の396万㎡から2036年には600万㎡とする目標としていますが、木質バイオマスのみならず、道産材等の利用促進にどう取り組むのか伺います。</p> <p>利用される木材の量をもっと大きな目標にして頂きたいと思う。</p> <p>これ見ると22年で1.5倍の目標だが、少し低いと思う。</p>	<p>また、道内の20の市町村では、家庭や事業者に対しましてストーブなどの導入を、道では、国の事業などを活用し、木質ペレット等の生産施設の整備やボイラーの導入などを支援しているところでございます。</p> <p>○加納林業木材課長</p> <p>焼却灰の活用などについてであります。道では、木質バイオマスの燃焼後に発生する焼却灰の利用を促進するため、平成28年6月に庁内関係部が参画する会議を設置し、平成29年3月に焼却灰の利用や販売を行う場合の取扱いを示した手引きを作成し、市町村やボイラーを導入している企業等に送付したほか、ホームページで公開し、周知を図ってきたところであります。</p> <p>こうした中、道内では、焼却灰が、肥料や土壌改良材などに利用されているほか、紋別市の木質バイオマス発電事業者が、セメントなどと混合して林道の資材を製造し、また、津別町の木材加工工場では、木材の接着材として、有効活用に取り組んでおります。</p> <p>○加納林業木材課長</p> <p>地域の取組の普及についてであります。道内では、近年、地域の公共施設や民間施設のボイラーなどにおきまして、燃料を重油から木質バイオマスに転換するなど、森林資源を地域内で循環利用する取組が拡がりつつあります。</p> <p>道では、こうした取組を全道に普及するため、市町村や地元のチップ製造業者などとの連携による燃料チップの安定供給体制の構築などモデルとなる取組を掲載した事例集を作成・配布するとともに、市町村をはじめ、木質バイオマスを供給する森林組合やエネルギー設備を製造する事業者などを対象としたセミナーを開催し、木質バイオマスをエネルギーとして利用することの意義やメリット、地域経済への波及効果などの理解の促進に努めているところでございます。</p> <p>○加納林業木材課長</p> <p>道産木材の利用促進についてであります。本道では、トドマツなどの人工林を主体として、今後、伐採量の増加が見込まれており、道では、基本計画におきまして、道産木材の利用増加に向けた目標を設定し、森林づくりに伴い産出される木材の有効活用を進めているところであります。</p> <p>道といたしましては、基本計画に基づきまして、付加価値を高めた道産建築材の利用拡大を図るため、加工施設の整備や、住宅・民間施設での活用に支援する考えであります。</p> <p>また、HOKKAIDO WOODのブランド化を図り、様々な場面で道産木材が広く利用されるよう取り組むほか、木質バイオマスをエネルギーとして利用するため、未利用材の安定供給と、関連施設の整備促進に取り組む考えであります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(六) ゼロカーボン北海道の実現に向けた吸収源の増強について</p> <p>まだまだ化石燃料の代替燃料としては木質バイオマスを使っていくには規模が小さいものとする。木質バイオマスを普及していく上での課題をどのように考え、今後どの程度までの目標をもって利用を拡大しようとしているのか伺う。</p> <p>また温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すというこの目標の達成には、CO₂吸収源として消費以上に造林していくことが必要と考えるが、必要な森林規模はどの程度か、どのようにして増やすのか、併せて伺う。</p> <p>森林の若返りが必要であるということは、理解しました。</p> <p>(七) 森林吸収量達成に向けた取組について</p> <p>今後、2030年度までの道の森林吸収量480万二酸化炭素トンの目標達成に向けて、私は積み上げ目標を達成する必要があると考えるが、どのように取り組んでいくのか伺う。</p> <p>カーボンニュートラルに向けての危機感が非常に足りないと思う。2030年の森林吸収量が13年度比で4割相当の目標で、これはまずいと思う。環境活動家のグレタ・トゥーベリさんが示した、気候変動の現実に対して気温上昇の影響下で子どもたちが生きることについてもっと考えて欲しい、大人は、行動して欲しいと、言っている。ですから、このことについてはもっと厳しい現実を見てできるだけやるのではなく、目標を上げていく必要があると思うので知事に直接、この点について直接伺いたいと思います。</p>	<p>○ 岡嶋林務局長</p> <p>森林吸収量の確保についてでございますが、温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すためには、木質バイオマスを地域の熱源や発電の原料として有効に活用することが必要であり、道の基本計画におきまして、木質バイオマスエネルギーの利用量を令和8年度に128万立方メートルとする目標の実現に向けて、利用拡大に取り組んでおり、こうした排出削減の取組と併せて、森林による二酸化炭素の吸収量を確保するための取組が必要であります。</p> <p>本道では、高齢の森林の割合が増加し、成長力の低下により、森林吸収量が減少しつつあることから、利用期を迎えた森林を伐採し、着実に植林することによりまして、また森林の若返りを図るとともに、成長に優れたクリーンラージの増産を図るなど、二酸化炭素をより吸収する、活力ある森林づくりを進め、森林吸収量の確保を図る考えであります。</p> <p>○ 野村森林計画担当局長</p> <p>目標達成に向けた今後の取組についてでございますが、国では、全国的に高齢の森林が増加し、成長のスピードが低下することから、今後、吸収量が減少すると見込み、2030年度の森林吸収量につきまして、温室効果ガス削減目標の基準年であります2013年度の実績の4割に相当する目標を設定しており、道では、こうした国の目標算定の考え方や、近年、減少傾向にある本道の吸収量の実績を踏まえ、2030年度の目標を480万二酸化炭素トンと算定したところであります。</p> <p>道では、この目標の達成に向け、適切な間伐を進めるとともに、伐採後の着実な植林を推進し、森林の若返りを図る考えであります。</p> <p>また、民間施設等での道産建築材の利用拡大により、二酸化炭素の吸収量や固定量の確保に努めるほか、化石燃料の代替として二酸化炭素の排出抑制に大きな役割を果たす、木質バイオマスの利用を促進するなど、本道の豊かな森林資源を活用し、地球温暖化防止に貢献してまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(八) 漁業に関する石油製品の使用量削減、再利用の取組について</p> <p>漁業では、網などの石油由来の資材が使用されている。これらの使用量を削減していく必要があると考えるが、使用量の削減、再生利用等の取組状況について伺う。</p> <p>海を自ら汚してはならないと思うので、特に海洋プラスチック対策、マイクロプラスチック対策というのは、厳しく取り組んでいただきたい。</p> <p>(九) フードマイレージの観点からの国内需給の向上について</p> <p>輸出が増えると、石油由来の燃料や資材の利用が増えるものと考えている。フードマイレージの観点から、輸送距離の短い道内・国内需要の喚起がこれまで以上に重要ではないかと考えるところ。</p> <p>道民・国民に魅力を伝え、道産水産物の消費促進のために、道は、どう取り組むのか伺う。</p> <p>林業も漁業も地産地消が地球にやさしい、環境負荷を低減する方法だと思うので、一緒に取り組んでいきたいと思う。</p>	<p>○ 津久井水産振興課長</p> <p>漁業活動で使用される漁網、ロープ、発泡スチロール製フロートなど石油系資材が、海洋プラスチックごみの発生源の一つとないことから、国では、分解・分別が容易でリサイクルしやすい漁網開発を検討するとともに、使用量の削減に向け、既存のプラスチックに代わる素材の開発に取り組んでいるところです。</p> <p>道内では、令和元年に全道漁協組合長会議の決議事項として、「美しい海と海洋生物を守るための脱・抑プラスチックの取組」を宣言しており、全道の組合員、漁協役職員等へエコバックを配布し、レジ袋を使用しない取組を促進しているほか、道では、漁業系廃棄物の分別や循環利用などの適正処理を推進するため、昨年5月に国が作成した「漁業系廃棄物計画的処理推進指針」を漁業者や漁協に周知しているところであり、引き続き、漁業関係団体と連携しまして、計画的な処理の推進を指導するなど、海洋プラスチックごみが適正に処理されるよう努めてまいる考えです。</p> <p>○ 金崎水産局長</p> <p>国内における道産水産物の消費拡大についてですが、道では、これまで生産者と消費者が一体となった愛食ネットワーク活動や、地元の水産物の調理体験、道産水産物の学校給食への導入促進といった地産地消などの取組は、国内消費の拡大のみならず環境の負荷の低減にも繋がるものと考えております。</p> <p>また、マイワシやブリなど道内で水揚げが増えている水産物について、道民の方々に美味しさを知っていただくため、道内の主要都市の飲食店において創意工夫を凝らした料理を提供するフェアを開催するほか、生産者団体が取り組む首都圏でのホタテや秋サケなどの消費喚起に向けた新聞折り込みチラシや、大手検索サイトにおけるバナー広告に支援するなどして、道産水産物の消費拡大に努めてまいる考えです。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>二 水産・林務分野でのジェンダー平等の取組について</p> <p>「女性の活躍推進」を謳うわが国は、女性の地位を示すジェンダーギャップ指数が、世界153か国中121位という惨憺たる事態であり、先日も森喜朗氏の差別発言などがあったという状況で、先進国の中でも最低位だという状況です。</p> <p>特に意思・政策決定過程における女性比率の低さが問題であって、道は、様々な方針や意思決定プロセスでの女性の参画拡大、仕事と家庭生活が両立できる暮らしやすい環境づくりなど、あらゆる世代や分野で男女平等参画意識がしっかりと根つき、男女が共に自立した個人として尊重される社会に向けて取り組んでいるものと承知をしているが、まだ格差があります。</p> <p>そこで、第3分科会の各部にこの質問をさせていただきたいと思う。</p> <p>(一) ジェンダー平等とリプロダクティブ・ヘルス・ライツに関する認識について</p> <p>はじめに、議論の前提として、ジェンダー平等と、リプロダクティブ・ヘルス・ライツに関する認識を伺う。</p> <p>水産林務分野でこうした答弁が出るのは、初めてだと思うが、あらゆる分野で、このことに目を瞑るわけにはいかない、皆が意識的にしていかなければならない時代だという風に思う。</p> <p>併せて、今日、札幌地裁でですね、同性婚を認めないことは、法の下での平等に反すると違憲判決がでた歴史的な日です。その日に水産林務部の答弁が出たということは、私は大変心から歓迎をするもの。</p> <p>(二) 女性職員の登用状況について</p> <p>道は、北海道特定事業主行動計画において係長以上で20%、課長級以上で10%と女性職員登用の目標を決めております。</p> <p>そこで、水産林務部における女性職員の職位別登用状況について伺うとともに、課題をどう認識し、今後どう取り組んでいくのか併せて伺う。</p>	<p>○ 木村総務課長</p> <p>ジェンダー平等などについてであります。ジェンダー平等は、男女が平等に、家庭、地域、職場など、社会のあらゆる分野におきまして、これまでの社会通念や慣習での性別意識にとらわれず、共に人権を尊重しつつ、多様な価値観を認め、個性と能力を十分に発揮できる社会の構築につながるものと認識しております。</p> <p>また、リプロダクティブ・ヘルス・ライツは、女性の生涯にわたる健康の確保に向けて、妊娠、出産、中絶や、「子どもを持つ、持たない」などを自分自身で決定する権利でありまして、女性が安心して社会生活を営むための権利として、尊重されるべきものと認識しております。</p> <p>○ 辻井水産林務部次長</p> <p>女性職員の登用についてでございますが、本年度4月1日現在の水産林務部の職位別の職員数は、次長相当職の女性職員は1名で、その割合は11.1%、課長相当職の女性職員は1名で、割合は3.4%、課長補佐相当職の女性職員は5名で、その割合は5.7%、係長相当職の女性職員は8名で、割合は4.9%となっております。</p> <p>こうした中、女性職員がライフステージの変化に対応しながら、職務上の経験を積み、その能力と意欲を活かして活躍するためには、仕事と家庭を両立できる働きやすい職場の環境づくりに加え、着実にキャリアアップしていくための中長期</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>水産林務部の女性職員の皆さんが増えていくことを是非、求めておきたいと思う。</p> <p>道庁本庁の9部局で比べてみると水産林務部は7位、8位とそれぞれ平均以下。まだまだ上昇させる余地が大きいということで頑張っていたおきたいと思う。</p> <p>(三) 出産・育児休業の取得状況等について</p> <p>出産・育児休業の取得状況について伺いたいと思う。取得に性差がある理由と、今後どう取り組んでいくのか併せて伺う。</p> <p>男性職員5名が未取得の理由は、業務の多忙や職場の配慮ということだが、これは男性特有の問題ではなく、女性も同じじゃないかと思う。キャリアに差が出るから職場への遠慮というものがあり、本当は父として育児に関わりたかったのではないかと推察するところ。</p> <p>男性も女性も当然のように育児をしていけば、互いにハンデが無くなり、そのために代替職員の配置も必要だと考えており、<u>この問題等について、知事にもお伺いしたい</u>と思うのでお取り計らいをお願いいたします。</p> <p>(四) 就業者構成について</p> <p>漁業と林業、双方の就業者構成についても、女性の比率を伺う。</p> <p>女性は本来半数にのぼることが望ましいと思うが、少なくとも就業者構成を見ても早急に1割以上に改善されるべき。</p>	<p>的な視点に立ちました人材育成が重要と認識しております。</p> <p>このため、男性職員の育児休業の取得促進や、長時間勤務の見直しなどに取り組むワークライフバランスの推進に加え、能力や適性、昇任、異動などの意向をきめ細かく把握しながら、キャリア形成を意識した計画的な人事配置を行うなど、引き続き、女性職員が安心して働き続けられる環境づくりを進めるとともに、将来の水産林務行政の中核を担う女性職員の育成に取り組んでまいります。</p> <p>○ 木村総務課長</p> <p>出産・育児休業の取得状況についてであります。令和元年度における、取得対象者6名のうち、女性職員1名は育児休業を取得したものの、男性職員5名は、業務の多忙や、職場への配慮などから取得していないところであります。</p> <p>男性職員が子育てに参加しやすい職場環境を整えていくことは、仕事と家庭の両立支援や女性の活躍促進の観点から重要と考えておりまして、引き続き、職場研修などを通じ、管理職員を含め、全ての職員に対しまして、子育て支援の重要性や育児休業制度などの一層の周知に努め、職員の意識改革を進めてまいります。</p> <p>○ 山口企画調整担当課長</p> <p>本道の就業者における女性の比率についてであります。最新の漁業センサスによると、平成30年の本道の漁業就業者は24,378人であり、このうち女性漁業就業者は2,888人と全体の12%を占めております。</p> <p>また、道が実施しています林業労働実態調査によると、令和元年の林業就業者は4,269人であり、このうち女性林業就業者は448人と全体の10%を占めております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(五) 審議会におけるジェンダー平等について 法律あるいは道の条例等によって設置される審議会委員等に関して、女性の就任状況について伺う。また委員会、委員数と女性比率についても、併せて伺う。</p> <p>目標が40%なので、もう少しで届くので頑張っている。</p> <p>(六) 水産林務部所管委員会等の構成について 水産林務部所管委員会等の構成について、各委員会等の位置づけ、総委員数、女性委員数と比率についても伺う。</p> <p>業界の様々な事情もあるかと思うが、やはり、女性委員を増やして、意見を反映させることが非常に重要だと思うので、この「ゼロ」というのは、早急に改善をしていただきたいと思う。</p> <p>(七) 海区漁業調整委員会の構成について 海区漁業調整委員会は、就業者構成の反映という観点もあるが、女性就業者比率12パーセントを占めており、女性委員が今1人もいない状況だというのは問題だと思う。私は各派会長会議の前にこの問題を指摘し、その際会議では副知事から、「若年層や女性の漁業関係者に委員の推薦や応募に応じてもらえるよう働きかけを行う」と発言されていた。女性比率や世代間承継を踏まえた取組がとても必要だと考えるが、所見を伺う。</p> <p>行政委員会である事から、是非、頑張っていたきたい。一人でもということではなく、最初から複数配置を目指すことを求める。</p> <p>(八) 今後の取組について 山形県では、先日審議会委員のうち、女性が50%以上なのは、100のうち84あることを明らかにし、女性が半分以上でも何も問題な</p>	<p>○ 山口企画調整担当課長 審議会における女性の比率についてであります。北海道水産業・漁村振興条例に基づく北海道水産業・漁村振興審議会の委員数は、現在、15名であり、そのうち女性は5名と33%を占めております。 また、森林法に基づく北海道森林審議会の委員数は、現在、15名であり、そのうち女性は5名と33%を占めております。</p> <p>○ 木村総務課長 委員会等の構成についてであります。海面の円滑な利用を図るため、漁業とレクリエーションとのトラブルの予防と調整を目的として設置しております「北海道海面利用協議会」は、漁業関係者や海洋レジャー関係者、学識経験者など12名の委員で構成されておまして、委員の全てが男性となっております。 また、栽培漁業における計画や各種施策に関しまして意見を伺うため設置しております「北海道栽培漁業推進協議会」は、漁業関係者や市町村、学識経験者の15名の委員で構成されておまして、女性委員は2名、割合は13パーセントとなっております。</p> <p>○ 古村漁業管理課長 海区委員会は、漁業法に基づき設置された行政委員会として、漁場の利用や漁業権の設定に関する調整などを行うことから、これまで地域の漁業に精通した漁業者を中心とする委員で構成され、主に漁業協同組合長などが選挙により選出されてきたところです。 また、昨年12月に施行された改正漁業法では、知事が議会の同意を得て委員を任命し、その選任に当たっては、年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮することとされています。 このため、委員の推薦や募集に際し、関係する振興局において、説明会の開催や、職員が直接地域の漁協などを訪問し、委員会における性別や年齢構成も踏まえて、女性や若年齢者の積極的な登用について、丁寧な説明や働きかけを行ってきたところであり、引き続き、女性や後継者となる漁業者に対し、委員会の役割や仕事の理解を深めていただき、委員の推薦や募集に応じてもらえるよう、取り組んでいく考えであります。</p> <p>○ 辻井水産林務部次長 女性委員の登用についてであります。北海道水産業・漁村振興審議会及び北海道森林審議会では、基本計画の策定など重要事項の審議を行って</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>いと知事が発言をしている。今後、ジェンダー平等の観点から委員構成を配慮していく必要があると考えるが、どう取り組むのか伺う。</p> <p>現場では女性が頑張っている。経験しないとわからないこともあり、サポートしながら経験を積んで、女性が活躍できる場をつくっていただきたい。</p> <p>(九) ミス・コンテストに関する認識について 次に、ミス・コンテストについて伺う。ミスコンは、ビューティページェントともいわれて、ルッキズム、外見差別、エイジズム、年齢差別やセクシズム、性別による差別、婚姻の有無による差別と指摘されて、女性への人権侵害だと批判が広がっている。そのため自治体などの公的機関が主催するミスコンや、大学のミスコンも次々となくなるなど、国内でも変化が起きており、このミス・コンテストに対する認識を、まず部に伺う。</p> <p>(十) 「ミス日本みどりの女神」による広報等について ミス日本協会は、2015年から国土緑化推進機構と連携をして「ミス日本みどりの女神」を任命しています。 この「ミス日本みどりの女神」に対する認識を伺うとともに、これまでに道の行事などで、「ミス日本みどりの女神」による広報や、参加を求めたことがあったのかどうか伺う。</p> <p>(十一) 今後の方向性について 私はやっぱりミスコン自体も、「ミス日本みどりの女神」による広報についても、ジェンダー平等社会の実現を目指す立場、それから、SDGs、ダイバーシティの観点からも、ふさわしくないと考える。 それで、今、答弁にあったように、「みどりの広報大使」に任命されている訳ですから、「みどりの広報大使」として来ていただく、協力いただくことのほうが、私は重要ではないかなと性</p>	<p>おり、専門的かつ高度な知識・経験等に基づく助言などをいただく必要があることから、審議会の委員には、市町村、大学や試験研究機関等の学識経験者、更に業界団体など、多様な分野の方に就任いただいているところです。 任命に当たりますとは、道の要綱に基づき女性の参画を拡大するため、関係機関・団体等との調整を行い、女性委員の推薦を働きかけるなど、今後とも、女性委員の登用を図ってまいります。</p> <p>○ 水産林務部次長 ミス・コンテストに対する認識についてでございますが、地方自治体や関連団体などで開催されておりますミス・コンテストは、観光や地域の特産品のPRや住民の方々の理解の浸透などを目的に実施されておりますが、外見や性別、婚姻の有無による差別を助長するなどといった指摘や批判もあるものと承知しているところでございます。</p> <p>○ 濱田森林環境局長兼全国育樹祭推進室長 「ミス日本みどりの女神」についてでございますが、「みどりの女神」は、ミス日本協会が主催しますコンテストにおきまして、古来より培われてきました日本の木の文化の価値や、緑の重要性の発信役として選出されますとともに、農林水産大臣から、日本の緑と木への親しみを社会に広めていただく役割を担う「みどりの広報大使」にも任命され、全国植樹祭、育樹祭などの緑化行事をはじめ、全国各地の森林イベントでのPRや、関係者との交流などの活動を行っているものと承知しております。 こうした中、本年10月に開催いたします第44回全国育樹祭の1年前を記念し、民間団体との共催によりまして実施をいたしましたイベントに、「みどりの広報大使」であります「みどりの女神」を迎え、オンライン座談会や森林づくり体験のレポートなど、開催気運の醸成に協力をいただいたところでございます。</p> <p>○ 佐藤水産林務部長 今後の方向性についてでございますけれども、昨年10月に開催したイベントでは、コロナ禍におきましても、1年後の大会に向けた気運の醸成を図るため、国土緑化推進機構をはじめ、苫東・和みの森運営協議会などの共催者と協議を行い、「みどりの広報大使」による発信力などを活用し、オンライン座談会のライブ配信や、活動現場でのインタビュー動画の配信などを行ったところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>別に関係なく、そのように考える。</p> <p>この「女神」とか「ミス」とかということをつまでも言っていると差別の容認と受け取られかねない事態になってしまいますので、今後、道内事業への参加は要請すべきではないと考えますし、このことに対する所見を伺います。</p> <p>また、林野庁と国土緑化推進機構に対して、このような選任について、やはり見直しを求めべきではないかと考えますが併せて伺う。</p> <p>部長の答弁に期待するところです。この「みどりの広報大使」になった女性は、性別に関係なく知識も能力ともその任にふさわしい活動をされていると伺う。</p> <p>そうであるなら、「ミス」とか「女神」とかそういう差別的なことは排除して、きちっとその方の個性として能力として、しっかり評価をした上で広報活動に協力していただくということが大事ではないか思ったので質問をしました。</p> <p>北の森づくり専門学院では男女平等の先進地、それから環境先進国であるフィンランドとの交流も行うということですので、こうした感覚は非常に大事だと思うので、<u>ジェンダー平等に関しては是非知事にもしっかりとご意見伺いたいと思うので、総括質疑でのお取りはからいをお願い</u>して私の質問を終わります。</p>	<p>毎年、全国各地で開催される全国育樹祭におきましては、国土緑化推進機構が「みどりの女神」とともに、緑化運動の啓発活動を行っているものと承知をしており、道といたしましては、ジェンダー平等に関する議論の深まりや、ミス・コンテストを取り巻く情勢、考え方の変化などを注視いたしますとともに、国土緑化推進機構及び農林水産省の意向も確認しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。</p>